

## 令和4年 第6回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後1時30分～午後2時58分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和4年第6回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは3番竹内佳重委員・14番中山範雄委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和4年4月25日開催の第5回の総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係20件につきましては、令和4年5月18日付で許可書を交付しました。

群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が5月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

また、令和4年第2回安中市議会臨時会が5月18日に開催されました。一覧のとおり承認が2件、議案が4件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の5件です。受理した申請書は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えられます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の3番でございます。この案件は、〇〇に受け人が〇〇という店を持っております。その店のすぐ北側になる畑でございまして、現在は草が生えていて、ちょっと手に負えない状態でございます。

すが、受け人が受けてきれいにするということでありますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 4 番です。これは営農型太陽光発電の延長ということで問題ないかと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

1 3 番。

1 3 番委員 議案第 1 号、農地法第 3 条に基づいて、これは 2 番で、これは前から借りていたものを今回は売買ということで、特に確認したところ問題ないので、お願いします。

議 長 1 番。

1 番委員 議案第 1 号、農地法 3 条の規定の申請に関わることで、番号の 1 番です。調査書に特に問題はなく、許可相当だと思いますが、皆さんの検討をひとつよろしく願いたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号につきましては、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合連合審査にしたいと思えますが、これに異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番の 1 件、3 班に 3 番から 5 番の 3 件、以上合計 5 件を付託いたします。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。この〇〇で、ちょうど〇〇の真下にある建物の裏に当たるところなのですが、取りあえず事務局のほうで説明がありましたように、一応フェンス等があって、進入がちょっと難しかったのですが、確認したところ、特に問題ないと思われまので、よろしく願いします。

以上です。

議長 7番。

7番委員 7番です。議案第2号、農地法第4条の1番について問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件、3班に2番の1件以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要について

も説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、5月20日に実施された申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから6ページ記載の12件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。5条関係の4番と5番です。まず、4番につきましては、一般市道と受け人宅の間に、荒れたというか、全く作っていない田んぼがあるのですが、その一部に、前から入口として使っていたということで、始末書も出ていますとおり、それを是正したいということでございます。周辺に対する農地について、何ら影響については特に問題ないと思います。

また、5番なのですが、これも〇〇へ通ずる県道から50mぐらい入っていくかな、そこの南側に入っていく場所なのですが、道と道の三角地になるところに家を建てようということです。今畑は何も作られておりません。これも周辺農地への影響は考えられませんので、特に問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。3号、5条の9番と12番ですが、9番については〇〇東方300mぐらいのところを南方に50mぐらい入ったという格好で、東が太陽光、北側太陽光、西が太陽光になって、これは前は耕作放棄地みたいな感じになっている。全部太陽光に囲まれたような場所であり、特に問題はないと思います。よろしく願いします。

それから、12番については、これも〇〇のすぐ東隣になるのですが、申請地

の出ている後ろ方は休耕地と。そして、右方は今言った〇〇。それで、〇〇の南方は太陽光発電。それで、申請地の南方の田んぼについては昨年度までは作付していたと。今年度については、もうこれから、年を取っているのでは作付できないというような状況で、これも特に問題はないと思われま。参考をお願いします。

以上です。

議長 ほか意見のある方。

8番。

8番委員 議案第3号の5条関係です。3番と7番です。3番につきましては、〇〇の所に高齢者施設ができて、〇〇の所の続きのところ。〇〇が使っています。今使っているところの隣地として問題はないと思っております。

それから、7番。7番はちょっと手前の左側の道路の裏側になります。前に墓地がありまして、その後ろになるのですけれども、今何も作っていないで草が生えているだけですので、特に問題はないと思えます。

以上です。

議長 ほか意見のある方。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の11番です。先ほどの農地法第3条に出てきた営農型の太陽光の関係の延長で、これ問題ないのです。ただ、植付けと管理はしているのですけれども、最後の収穫がちょっとこのうちは、よくこれ、田んぼに行きながら見えるのです。田んぼの時期になると、毎日通っていますから。管理はしているのです。草にはなっていないのですけれども、収穫の秋行ってみると、最初白菜を植えたのです。白菜、ああ、いいな。ちょうどそのときは寒くなくて、いい出来だったのです。その後どうも、収穫したふうはないのです。そのままの状態です。潰してしまった感じ。その後は確かに、カボチャを作っていたのですけれども、ネットのところまでフェンスができてあって、そこまでなっていたのですけれども、何か収穫していないのです。それで、ちょっと問題かなとは。それは承知しておいてください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ほか。

6番。

6番委員 6番。議案第3号、5条の関係で2番。この案件は、先日皆さんと現地確認に

行ったときでございますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 14番。

14番委員 14番。議案第3号、農地法第5条、8番です。〇〇と〇〇を通過して南側へ入ったところなのですが、やはり先日現地調査してまいりました。隣接する工場の従業員駐車場ですか、その予定であります。周辺もほとんどこの工場を知っております。特に問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の6番、10番、この2件ですが、これは全て問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかに意見のある方。

1番。

1番委員 1番です。議案3号、農地法5条の申請の番号は1番です。現地を見させてもらいましたが、既にもう庭になっていまして、石垣を組んであります。今始末書が出ているということなので、しょうがないかなというところであります。以上です。

議 長 ほかに意見のある方いらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から10番の5件、3班に11番と12番の2件、以上合計12件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:04)

(書類審査)

(再開午後 2:23)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の4番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号4番の案件申請者からの説明を求めます。

(議案第1号4番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

4番申請者 本日はお忙しい中、弊社の太陽光発電施設の更新に当たりまして農業委員の皆様には大変お世話になります。〇〇株式会社、〇〇の〇〇と申します。よろしくをお願いいたします。

4番申請者 有限会社〇〇、〇〇と申します。よろしく申し上げます。

4番申請者 同じく〇〇、〇〇と申します。よろしく申し上げます。

4番申請者 それでは、本日申請しております案件につきましてご説明いたします。

本日は、農地法の3条と農地法の5条ということで申請のほうをさせていただいております。まず、被設定人、こちら農地法の3条につきましては、有限会社〇〇、〇〇に本社のほうがございます。農地法の5条につきましては、〇〇株式会社、本社が〇〇にございます。

議長 違うよ、書類が。

4番申請者 被設定人というのは、すみません、農地法の5条のほうの関係の被設定人が〇〇株式会社ということで、私のところ、ちょっと議案書のほうが、順番がちょっと、手持ちにないものですから、申し訳ございません。

議長 3条の〇〇さん。

4番申請者 すみません。地上権の設定につきましては、〇〇のほうが被設定人ということでございます。すみません。耕作のほうは有限会社〇〇のほうが行っております。底地につきましては、すみません、申請のほうは今回ないということで、申し訳ございませんでした。

それで、設定人につきましては、〇〇様ほか7名様となります。

それで、概要といたしまして、〇〇株式会社が営農型太陽光発電設備を設置し、有限会社〇〇が下部農地の営農を行っております。平成27年度より安中の〇〇につきまして事業を開始いたしまして、今回は2度目の更新となります。設



備概要につきましては、太陽光の出力が1,947.93キロワットでパネル面積が11,294.68平米、遮光率48.7%で、周囲はフェンスで囲んでおります。排水といたしましては、自然浸透式で、支柱の高さは3mで、下にトラクターが通る高さのほうを確保しております。

それで、こちらのほうで、安中の〇〇のほうではフキのほうを栽培をしております、令和3年度には平均単収と比べて3割程度の収量というところで、8割要件のほうはちょっと満たしていないという実績でございます。当初2割ぐらいだったのですけれども、若干収量のほうも上がってきてはおります。

白菜を作付、昨年度はしたのですけれども、白菜につきましてはちょっとまかなかったということで、今度はカボチャがやはり陰性植物でありますので、カボチャのほうに白菜から切り替えるという計画になっています。それで、今までは弊社のほうは露地のほうは自社でやったのですけれども、やっぱり地権者ということで、〇〇の指導を仰ぎながら収量確保に努めてまいるといような計画になっております。

それで、今回の申請で5条の申請につきましては、10年のほうで要望のほうをしている内容でございます。合計の筆数が28筆で、23,195平米のうち、一時転用の面積は118.79平米という内容でございます。実際に太陽光設備のほうを設置させていただきまして、安中市農業委員会さん及び農業委員の皆様にご指導いただきながら、収量の確保のほうを8割要件に達するよう努力していきたいということで取り組んでまいりますので、更新のほうの許可のほうをお願いできればと思います。

以上で説明させていただきました。よろしくお願いたします。

議 長 後ろの方はいいですか。補足はないですか。

4番申請者 ありません。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方は挙手にてお願いします。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。私、すぐそばをよく車で通っていて、造成のときからずっと見ているのです。作るとき、要はその借りているところは田んぼと畑とありますよね。最初の畑、上の段、だから〇〇の上のところですよ。そのところ造成するのに、1mぐらいかな、こういう傾斜のところだったのです。それを削ってしまって、強度がないところを削ったものだから、こ

うちの東なり南なり、だから山際のところがかなり傾斜になって、北の、悪い、ごろごろの石のところを出したと思うのです。

だから、最初の頃は何を作っても駄目だったので。分かる。石があって、あのときカボチャを作ったから、カボチャを作ってから全然収穫取れず、白菜も植えたのだよね。白菜、その年はよかったのだよね。だけれども、見ていてほとんど収穫、最初の頃ね。今は知らない。だけれども、その頃見ると、今回やったな、いい株で、巻いてきたなと思って、この時期いいなと思っていたら、次行って見たら、ほとんど取っていなかったという、そのままロータリーにかけたという感じだったのです。

下の段は田んぼなのですよ。田んぼということは、水があるから、当然何回か大がかりにやって、最終的には、暗渠ではないけれども、水路を作ってやっていますよね。だから、白菜を作るにも多分あのところではきついと思う。水を吸っている田んぼだから、普通の。1軒の家はどうしようもなく、田んぼでなくて、耕作放棄していたのです、あの辺全部。なもので、草がなくなっていいかなと思ってはいるのですけれども。

だから、カボチャもフェンス下の段の〇〇部分、西から東方は〇〇部分なのだよね。西が〇〇部分で、そこのところがよくつるが巻き込んで、なっているのは見たのです。取ったなと思っていたら、取らないで、そのままが多かったのですよね。できれば収穫きちんと。草刈りできれいにしているから、これはいいとして、あの辺はみんな耕作放棄になっていた土地なのですよ。片方の東方の〇〇の部分のところについてはコンニャクをやっていて、奥さんがもう駄目なので貸したのさと言われたので、それはそれであれなのだけれども、その下の段の田んぼについてはみんなほとんど耕作放棄で、木も出たのではないか、アカシアが。

それはそれでいいのだけれども、管理はきちんとしているのだけれども、最終的なところまでは、できれば収穫まではきちんとしてもらいたいです。

以上です。

4番申請者 ありがとうございます。そうですね、今お話がありましたとおり、しっかり最後まで、きれいにするだけではなくて、収穫を行って売上げにするところまでを今後はしっかりやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほか意見のある方。

3番。

3番委員 3番です。ご苦労さまです。今補足で話申し上げますけれども、去年の収穫分ですか、それはどのぐらいの規模でできましたか。それをちょっとお聞きしたいなと思って。

4番申請者 去年フキ・フキノトウと収穫を行いまして、単収のほうが一応フキが602キロで、フキノトウのほうが75キロという実績があります。

続いて、今お話が出た白菜なのですけれども、去年度作ったところ、ちょっと結球がうまくいかずに市場に出すことができなかったの、今期ちょっと作を変えて対応に努めていきたいと思います。

以上です。

議長 3番。

3番委員 今話聞いていまして、実際今の状態からすると、かなり収穫ができないのかなというようなことで思っていますけれども、今後、今聞いてみても、フキがかなり伸びているかと思うのですけれども、その場所については、フキというのはある程度伸びてしまうと、もう収穫できない状態になってしまうので、ある一定の長さ、収穫しないでそのまま置いておくというような形になっているのだけれども、何もならないで、どうにかそういうものをちゃんと片づけるような形でやっていくような方法をやっていただければありがたいなと。

だから、実際言って、今これの設定については10年でありますけれども、10年はちょっと難しいのかな。やっぱりある程度こちらのほうも管理をして、確認をできない限りはこの10年ってちょっと難しいのかな、こういうふうに思っていますので、よろしく願います。

議長 いいですか。何かありますか。

12番。

12番委員 12番です。どうもお疲れさまです。今日いただいた資料を見ますと、フキは陰性の植物というので、日陰でもある程度対応できるよという意味なのかなと思うのですけれども、それでずっと作って3割ぐらいなので、その原因といたしますか、今後どういう対策をしていこうとか、どのようなことを検討している、考えていることはありますか。

4番申請者 そうですね。一応今現状であそこの安中〇〇の地は初めて植えてから約3年たっているの、ちょっとそろそろ苗自体が駄目になっているので、もし収量が今後上がらない場合であれば、苗を一回全部取って、また新しい苗でちょっと更新のほうを検討していきたいと思います。

以上です。

議 長 12番。

12番委員 それ、原因というか、対応を一応考えていらっしゃるということだと、先ほどありましたように、10年は長いかな。小刻みに確認をしながら少しでも収量を上げて、営農型では、このケースは初期のほうの申請になっているので、見本の形の事業であるかなど。安中市にとっても非常に重要な、ずっと見ていて、研究したり、我々が学んだりしていく材料にいい材料なのかなということがありますので、小刻みに、できたら結果を出して検討しながら耕作をしていただけたらいいのではないかなど、そう思いますけれどよろしく願います。。

4番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 では、17番から。

どうも本日はご苦労さまです。営農型ということで、〇〇さん、〇〇さん、いろんところで取組んでいらっしゃるって、〇〇の事例なんか見ると、10年の許可がおりて農水省のほうの優良事例にまで掲載されているような事例もあるようですので、ぜひとも安中市内の営農に関してもそういった、先ほど12番委員もおっしゃっていましたが、皆さんのお手本になるようなフキの栽培をしていただく、心がけていただきたい。

ちょっと1つ質問なのですが、今年フキは収穫されましたか。

4番申請者 一応今年はまだフキが収穫ができていない状況です。

17番委員 できていないですね。20日の日に現地を確認したのですが、全くフキを収穫した経緯がない、ありませんでした。去年の収量がおおよそ3割。白菜はゼロ。これではとてもではないですが、皆さんに見に行っても、安中市の中でも推奨できる状況にないので、〇〇さん、〇〇さん、会社として取り組んで、こんないい事例を持っていらっしゃいますので、ぜひ安中市のほかの営農型のソーラーの見本になるような圃場を造っていただきたい。これを要望して、質問を終わりにします。

4番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

説明のほうご苦労さまでした。

4番申請者 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

(議案第1号4番申請者退出)

議長 審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2:38)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:39)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は3番から5番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当です。また、案件4番については、議案書の中で10年とうたっているのですが、3年が妥当と思いますが、よろしいですか。以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていただきましたので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係、6番から10番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番、12番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
これより議案第3号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。  
次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。  
農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。  
令和4年5月25日、安中市農業委員会会長丸山征二。  
農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市松井田町五料乙高墓2035ほか4筆。下限面積1アールとします。  
以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。

12番。

12番委員 12番です。現地を見てまいりまして、引継ぎのための準備は進んでいる状況でございました。それで、周辺にあるお茶のところでお茶を刈り取っていると。処分している所でした。

1区画につきましては、梅林がありまして、青々とした梅林であり、手を加えれば梅の収穫ができるのかなという状況です。梅林の中にはプレハブの収納施設もできておりますので、農作業を進めるに当たっても準備万端という状況でございます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

委員 異議なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請につきましては、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、1、利用権設定関係の番号1番は、6番委員が「農業委員会等に関する法律」第31条第1項「議事参与の制限規定」に該当するため、番号1番を案件1、番号2番から26番を案件2として2回に分けて審議いたします。初めに、案件1を議題といたします。本件は6番委員が「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により議事参与できませんので、この審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退室)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。



令和4年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の1件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件1、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係1番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の1番は原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

ここで6番委員の入室を許可します。

(6番委員入室)

議長 それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の25件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件2、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の2番から26番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の2番から26番は原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号 農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和4年5月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用配分計画（案）は、議案書9ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和4年第6回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

時に午後 2時58分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年5月25日

安中市農業委員会会長

3 番委員

1 4 番委員